

平成26年度教育課程研究指定校公募に係るQ&A

【教育課程研究指定校事業の概要について】

Q 平成26年度教育課程研究指定校事業はどのような目的で行われる予定ですか？

A これまでに新しい幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が実施され、高等学校学習指導要領が平成25年度入学生から（数学及び理科は平成24年度入学生から）年次進行で実施されていることを踏まえ、新たな教育課程の編成、指導方法等が全国的かつ積極的に研究され、それらが定着するよう、新学習指導要領のねらい等を踏まえた教育課程の編成、指導方法等の工夫改善のための実践研究及びその研究結果の全国的な普及を図るとともに、新学習指導要領に基づく各教科の目標や内容に照らした児童生徒の学習の実現状況を把握し、今後の教育課程等の工夫改善を図ることを目的としています。

【応募について】

Q 平成25年度に研究期間1年の研究指定を委嘱された学校も応募できるのですか？

A 平成25年度の研究成果をいかして、平成26年度からさらに次の目標に向かって研究を進めるものとしての応募は可能です。その際には、希望調書に平成25年度の達成状況、平成26年度から取り組もうとする目標を明確に記述してください。

Q 文部科学省の研究開発学校にも応募する予定ですが、重複して応募することは可能ですか？

A 可能です。なお、応募する学校における過去の研究実績等については、応募予定のものも含めて希望調書（別添様式3-1～3-4）に必要事項を御記入ください。

【採択・指定校数について】

Q 採択に向けた審査はどのように行われるのですか？

A 審査の公平を期するため、当研究所内外の複数の者による審査が行われます。

Q 平成26年度の研究指定校の予定数を教えてください。

A 研究指定校数は、毎年の予算状況に応じて決定しますので、平成26年度の研究指定校数については、現時点では未定です。平成25年度の場合は、新規研究指定校として約100校を委嘱しました。

【経費について】

Q 研究に係る事業経費の金額はどのくらいですか？

A 事業経費の金額は、毎年の予算状況に応じて決定しますので、平成26年度の事業経費は、現時点では未定です。平成25年度の場合、研究期間が1年間の指定校に対しては事業経費16万円＋研究協議会出席旅費を、研究期間が2年間の指定校に対しては平成25年度分として事業経費22万円＋研究協議会出席旅費を、それぞれ事業経費に含めています。

※上記事業経費は主な事業の例であり、同じ研究期間でも事業内容により事業経費は若干異なる場合があります。

Q 事業経費はいつ支出されるのですか？

A 事業経費の支出は原則として事業完了後の精算払いとなります（平成26年度末の予定）。ただし財務状況等から、特に事業遂行に支障をきたす場合に限り、事業の途中（四半期ごと）でも、既に実施（執行）が完了した部分についての部分払は可能です。

【研究について】

Q 研究開始に向けたスケジュールを教えてください。

A 平成26年2月上旬を目途に、申請（応募）のあった都道府県教育委員会等を通じて内定等の連絡を行う予定です。研究は、平成26年度予算が本年度内に成立した場合には、平成26年4月1日付での委嘱となりますので、内定を受けた学校につきましては、年度当初から研究を開始できるよう、研究体制づくり等の準備をお願いします。

Q 研究終了の際の報告書は、何をどの程度作成することになるのですか？

A 研究成果を全国で広く共有しやすいように、研究の終了に際して所定の様式に記載いただき、研究成果報告書として提出していただきます。

また、複数年に渡って指定（委嘱）する場合は、各年次の終了時に研究成果中間報告書を提出していただきます。

研究成果報告書・研究成果中間報告書については、国立教育政策研究所ホームページに掲載する予定です。また、過去の研究成果報告書等につきましては、以下のURLから御参照ください。

(<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shiteikou.html>)

【その他】

Q 研究指定校として委嘱されると、教職員定数の加配はありますか？

A いわゆる研究指定校加配ですが、平成25年度までは内定校の一部について、教職員定数の加配措置を行いました。平成26年度につきましても内定校の一部について、同様の措置を行うべく関係部署への要望を行う予定です。